

酒 税

8 - 2 免許場数

(1)酒類の製造免許場数

酒 類 の 種 類	前 年 度 未 免 許 場 数	新 規 免 許 場 数	免 許 取 消 場 数	免 許 消 滅 場 数	平 成 15 年 度 末 免 許 場 数															合 計 の うち 試 験 の た め の 免 許 場 数	平 成 15 年 度 末 製 造 場 数	平 成 15 年 度 末 製 造 者 数				
					6kl 未 満	6kl 以 上	10kl 以 上	60kl 以 上	100kl 以 上	200kl 以 上	500kl 以 上	1,000kl 以 上	2,000kl 以 上	5,000kl 以 上	10,000kl 以 上	休 造		合 計								
平 成 11 年 度	477	11	5	7	22	72	32	12	83	35	60	40	15	15	21	9	4	-	21	-	300	42	300	35	423	
12	476	12	12	6	19	69	32	21	12	87	40	46	42	15	20	20	11	5	60	92	94	470	41	292	36	424
13	470	8	7	2	21	59	32	23	20	86	38	48	44	14	17	24	9	4	57	103	99	469	40	287	33	416
14	470	18	12	1	29	69	52	15	18	81	38	47	44	19	14	23	9	8	65	108	111	475	40	288	35	427
15	475	62	7	6	29	67	72	21	13	69	31	49	51	24	19	19	15	7	89	152	138	524	46	289	42	451
清 酒	57	-	-	-	4	54	47	9	4	7	4	1	4	-	-	-	15	19	30	57	1	37	2	56		
合 成 清 酒	5	-	-	-	-	-	-	1	2	-	1	-	-	-	-	-	-	2	2	3	5	-	-	3		
しょうちゅう	7	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	1	1	-	-	-	1	1	1	7	-	1	3		
みりん	4	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	1	4	-	1	4	
ビール	17	4	2	-	-	1	-	5	9	4	1	-	-	-	-	-	1	-	2	5	19	-	13	14		
果実酒類	15	1	-	-	-	2	-	2	1	1	2	1	-	-	-	-	-	-	5	7	5	16	6	5	14	
ウイスキー類	9	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6	9	2	12	7		
スピリッツ類	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	3	-	-	1		
原料用アルコール	9	-	-	-	3	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	7	3	13	8		
リキュール類	14	10	-	2	1	3	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	15	9	22	4	-	14	
雑酒	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	4	4	7	-	1	3		
発泡酒	58	12	2	3	6	19	6	-	15	-	-	1	-	-	-	-	-	-	10	24	16	65	10	10	59	
粉末酒	11	32	1	1	2	6	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	29	5	41	6	2	26	
その他の雑酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	16	2	1	-	4	6	-	2	1	-	3	-	-	1	-	-	-	-	3	4	17	6	3	14		
各酒類を通じたもの	475	62	7	6	29	67	72	21	13	69	31	49	51	24	19	19	15	7	89	152	138	524	46	289	42	451
各酒類を通じたもの	-	-	-	-	-	24	-	8	-	38	26	42	43	23	17	17	14	6	-	31	-	289	8	-	11	265

調査対象： 酒税法第7条(酒類の製造免許)の規定により免許を受けた場数である。

調査時点： 平成16年3月31日

- (注) 1 免許場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとに1場としたが、「各酒類を通じたもの」欄では、1製造場ごとに当該製造における合計製造数量に基づいて区分した。
 2 「平成15年度末免許場数」欄の「6kl未満」欄から「10kl以上」欄までの内書は、酒税法第12条第4号(酒の製造数量が同法第7条第2項に規定する数量の達しない場合)に該当するものを示す。
 3 「休造」欄の内書は、酒税法第12条第3号(3年以上引き続き酒類を製造しない場合)に該当するものを示す。
 4 「平成15年度末製造場数」欄には、1製造場で2以上の酒類を製造している場合は、年度内で最も製造数量の多かった種類の欄のみに1場として掲げた。
 5 「平成15年度末製造者数」欄には、本店の所在地において免許を受けている酒類の種類又は品目の異なるごとに1人として掲げ、同様の内書は、試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する製造者を示す。